

議案第 52 号鎌倉市本庁舎整備に関する住民投票条例に対する修正案

議案第 52 号鎌倉市本庁舎整備に関する住民投票条例の一部を次のように修正する。

第 1 条中「市並びに議会」を「市長及び市議会」に改める。

第 2 条第 1 号中「本庁舎の深沢移転に賛成」を「本庁舎の深沢（深沢地域整備事業用地内の行政施設用地をいう。以下同じ。）移転に賛成」に改め、同条第 2 号「深沢移転」を「本庁舎の深沢移転」に改める。

第 4 条第 3 項中「前条第 1 項」を「第 1 項」に、「時」を「とき」に改める。

第 5 条を次のように改める。

（投票有資格者等）

第 5 条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票有資格者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 投票日において年齢満 18 歳以上の日本国籍を有する者
- (2) 前条第 3 項の規定による告示の日（以下「告示日」という。）の前日において、その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市（特別区を含む。）町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 22 条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き 3 か月以上本市に住所を有する者（投票日（第 7 条第 2 項に規定する期日前投票にあつては、当該期日前投票を行う日。次項において同じ。）において本市に住所を有していない者を除く。）
- 2 前項の規定にかかわらず、投票日において公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 11 条第 1 項若しくは第 252 条又は政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 28 条の規定により選挙権を有しないとされる者は、住民投票の投票の資格を有しない。
- 3 市長は、投票有資格者名簿を調製しなければならない。

第 6 条第 2 項を第 3 項とし、第 1 項中「有資格者」を「投票有資格者（以下「投票人」という。）」に改め、同項を同条第 2 項として、次の 1 項を加える。

投票は一人一票とし、秘密投票とする。

第 7 条第 1 項中「選挙人名簿」を「投票有資格者名簿」に改め、同条第 2 項中「前記」を「前項」に改める。

第 8 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号中「投票用紙を」を「投票用紙の」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) ○の記号のほか、他事を記載したもの

第 9 条第 1 項中「計画その他」を「に関して」に改める。

第 11 条第 1 項中「の手」を削る。

第 12 条を次のように改める。

（投票結果の効力）

第 12 条 市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。また、住民投票の総数が投票有資格者の総数の 2 分の 1 に達したときは、その結果の重みを十分に考慮しなければならない。

第 13 条中「他」を「ほか」に改め、「委任を受けた選挙管理委員会が規則を」を「規則で」に改める。

付則中「交付」を「公布」に改める。